

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第6回）

- 1 日時 令和6年8月22日（火）15時03分～16時04分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
 - (1) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）
相田 仁、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、藤井 威生、森 亮二（主査）
（以上5名）
 - (2) オブザーバー
警察庁刑事局捜査支援分析管理官
 - (4) 総務省
五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）
 - (5) 事務局
平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）
- 4 議題
 - (1) 事業者の取組に関する規律の方向性（案）
 - (2) 報告書骨子（案）
 - (3) その他

【森主査】 皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第6回会合を開催いたします。

本日、野口構成員、石井構成員が御都合により御欠席と伺っております。星構成員は途中から御出席と伺っておりまして、また、大谷構成員は終了の時間次第では途中御退席になる可能性があるかと伺っております。

まずは、事務局から開催に当たっての御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まず、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言できない設定とさせていただきますので、音声設定の変更をしないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただき、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。発言する際は、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

接続に不具合がある場合は、速やかに再接続をお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡をいただければ、対応させていただきます。注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。本日の資料は資料6-1及び6-2の2点となっております。

事務局からは以上です。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。本日の議題は、事業者の取組に関する規律の方向性（案）となっております。前回8月6日の会合で御議論いただきました内容について、さらに議論を深めていただきたいと思います。

事務局から御説明をお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料6-1に基づきまして、説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。前回第5回の会合におきましては、電気通信事業者及び事業者団体から、第4回会合で示させていただきました制度見直しの方向性（案）における事業者の取組の義務づけについて、賛否及びその理由についてヒアリングをさせていただきました。第4回会合で示しました制度見直しの方向性といたしましては6つございます。

①電気通信番号使用計画の認定の確認、②番号の提供数制限、③本人確認、④当人確認、⑤与信審査、⑥二次卸の禁止となっております。このうち、事務局から示させていただきました案におきましては、①の電気通信番号使用計画の認定の確認と②の番号の提供数制限については義務づけを行い、それ以外、③から⑥については見送る方向性を提示さ

せていただいたところでございます。

前回第5回会合におきましては、ヒアリング実施の事業者といたしまして、資料の中央に示させていただいております7事業者様にヒアリングを実施させていただきました。また、下のほうに示させていただいておりますけれども、事業者団体4者様に対してもヒアリングを実施させていただいたところでございます。

2ページ目でございます。事業者ヒアリングの結果の概要をまとめさせていただいております。まず、電気通信番号使用計画の認定の確認の義務づけに関しましては、賛成が8者、条件付の賛成が2者、反対が1者となっております。また、番号の提供数制限の義務づけに関しましては、賛成8者、条件付賛成1者、反対が2者となっております。最後、本人確認、当人確認、与信審査、二次卸の禁止の見送りに関しましては、全ての事業者及び事業者団体から賛成をいただいているところでございます。

3ページ目に、各事業者及び構成員の皆様からいただきました意見をまとめさせていただいております。まず、事業者意見でございますけれども、全体の方向性に関する意見として、「これまで現行制度に基づき認定状況の確認を実施しており、追加負担は大きくない。」、「電気通信番号使用計画の認定及び電気通信事業者であることの確認は有効であり、現状を鑑みるに行うべきだと考えられる。」、「各卸元事業者が主体的に取り組むべきものと認識しており、法令による取組の義務づけについては慎重に検討すべきではないか。」

また、番号種別に関する意見といたしましては、「固定電話番号及び特定IP電話番号は賛成。音声伝送携帯電話番号は携帯電話不正利用防止法で足りるのではないか。」、「音声伝送携帯電話番号は現状義務づけがないため、義務づけは事業者の過度な負担になる。」、「音声伝送携帯電話番号に関しては、確認対象とすることは負担ではあるが、犯罪利用対策という趣旨に鑑みれば対応可能である」といった意見もいただいております。

確認方法に関する意見としまして、「確認方法は、認定書の確認と併せて、総務省が公表している事業者リストと照合することが有効ではないか。」また、対象事業者に関する意見として、「確認対象はこれから卸提供を行う場合のみとしてほしい」といった意見と、それに対しまして、「既存の卸提供も確認が必要」といった意見をいただいております。

その他意見としまして、「確実な実施に向けて広報・啓発等の推進が必要」、また、「事業者側の負担についても考慮が必要」といった意見をいただいております。

また、構成員の皆様からの意見でございますけれども、「対象事業者に関しては、認定の確認は新規だけではなく全ての事業者に対して実施が必要である」という御意見。また、

「事業者の負担が特殊詐欺対策を超える正当な理由になるとは考えられない」といった御意見をいただいております。

これらを踏まえまして、4ページ目に方向性を示させていただいております。ヒアリングの結果、電気通信番号使用計画の認定を確認することについては、事業者からはまず、おおむね賛成の意見が得られました。また、ヒアリングの中で、番号の種別、確認方法、確認対象について意見がありまして、その方向性については次のように考えられないかとしております。

まず、番号の種別については、複数の事業者から、音声伝送携帯電話番号を対象外とすることを望む意見がございました。この音声伝送携帯電話番号に関しましては、特殊詐欺に利用された件数が少ない一方で、当該番号に関しては平成16年以前から犯行に使用されていることもあり、現在も一定数使用されているような状況でございます。このため、既に特殊詐欺に利用されているというエビデンスに基づけば、音声伝送携帯電話番号に関しても取組の対象とすることは合理的と言えるのではないかとしております。

また、確認方法についてでございます。認定の確認方法について認定証の真正性を担保する観点から、総務省が公表している認定事業者リストを参照することは有効なのではないかといった御意見がございました。こちらに関しては、総務省が公表している認定事業者リストを参照することは有効と考えられる一方で、当該リストに関しましては、リアルタイムに更新されるものではなく、また、現行の制度の下では、公表リストに特殊詐欺の犯罪に関与し判決にまで至った事業者についても掲載されているということを踏まえれば、当該リストの参照までを義務づけることは必ずしも適切とまでは言えないとしております。このため、まず自主的な取組として、当該リストやJUSAが構築する評価制度の評価状況等を参照することが望ましいのではないかとしております。

3つ目、確認対象についてでございます。事業者への負担を考慮し、確認の対象に、これから卸提供を行う場合のみとしてほしいという意見が一部の事業者からあった一方で、ほかの事業者からは、既存事業者も含めた確認が必要との意見がございました。本義務づけに関して、番号が特殊詐欺に利用されることを排除するという目的を踏まえれば、事業者に一定の負担を課すことになるものの、それが特殊詐欺対策という目的を超えて考慮する理由になるとは言えず、また、既存の卸先事業者の中にも、電気通信番号使用計画の認定を受けず、特殊詐欺に関与する者がいる可能性が否定できないということを踏まえれば、既存の卸先事業者を含む全ての事業者に対してこの確認を実施するのが必要ではないかと

しております。一方で、既存の卸先事業者までを確認するという事業者の負担を踏まえれば、本義務づけの施行については一定の期間を設ける等へ配慮することが適当ではないかとしてございます。

続きまして、5 ページ目、提供番号数の制限に関する事業者意見でございます。全体の方向性に関する意見でございますけれども、「事業者実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限することに賛同」といった、賛同の意見をいただいております。また、「新規参入事業者のビジネス機会の損失、ひいては事業者のサービスやイノベーションを阻害することにつながりかねないという懸念がある。」また、「悪意を持たない事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性がある」といった観点の御意見もいただいているところでございます。

また、義務づけの在り方に関する意見でございますけれども、「全ての事業者に対して一律に制限することなく、例外適用となるケースが整理されることを希望。」「判断基準が各者ばらばらとならない仕組みが必要。」「新規参入事業者の使用可能な番号数を、総務大臣や第三者機関が直接審査するような方法も考えられるのではないか。」「国内の事業実績のみではなく、海外の実績も考慮すべき。電気通信事業へのマーケットインを阻害しないこと。」「悪質事業者による規制逃れを許さないことに留意し検討すべき。」「一律な制限を設けない、または例外規定を設けるなど、健全な事業者に対する過度な規制とならない配慮が必要」といった御意見をいただいております。

また、例外規定に関する意見としまして、「事業開始が客観的に確認できる場合や、グループ企業へのサービス提供を目的することが確認できる場合は例外とできないか。」「事業実績による一律制限等ではなく、事業継続性を別の形で確認することを可能にする等、新規参入事業者のビジネスを阻害しない仕組みの検討が必要。」「電気通信番号の指定事業者は当該制限の適用除外とする等の考慮が必要。」「一定番号数以上の提供については、法人契約に限ることとしてはどうか」といった御意見をいただいております。また、この一定番号数以上の提供については法人間契約に限ることという御意見に関しましては、ほかの事業者の皆様から、「一定の効果があると考えられる」といった御意見や、方法としてあり得るものの犯罪利用対策につながるかは分からない」、また、「法人によって回線の使用方法が変わってくるため、法人名義だから影響がないとは現時点では言えない」といった御意見をいただいているところでございます。

また、構成員の皆様からは、義務づけの在り方に関する意見としまして、「提供数制限の

定めについては、一定数以上の提供を禁止することを定めるか、一定数以上の提供を拒否できると定めた上で、提供する場合は事業者の責任で実施すると定めるべきか、どちらが事業者にとって望ましいか」といった御意見をいただいております。また、「新規参入事業者の番号数を総務大臣が審査した場合、行政コストが発生する、また、第三者機関で審査するとしても、結局事業者が参加することになるため、コストが発生するのではないか」といった御意見をいただいております。

また、例外規定に関する御意見でございますけれども、「ウェブサイトでのニュースリリースやサービス紹介は客観的な情報であり、これが確認できた場合は例外とできるのではないか。」「番号提供数の制限の例外として、真つ当なビジネスを行う事業者かどうかの判断に、例えば異業種であっても半年以上実績があること、国内外問わず上場企業であること、そのような企業が設立したグループ企業であること等が考えられないか。」「一定件数を超える場合には、法人契約を原則とする考えもあり得ると考えられるが、犯罪対策としての有効性は検討が必要」との御意見をいただいております。

これらをまとめまして、7ページ目に方向性を示させていただいております。まず、提供番号数の制限についてでございますけれども、事業者からはおおむね賛成の意見が得られた一方で、運用に関する意見というものを得られたところでございます。運用に関する意見としましては、善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい。一律に制限するのではなく、例外規定を設けてほしい。例外規定については、事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから、明確な基準を定めてほしいといったような趣旨の御意見をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、提供番号数の制限に関してですけれども、こちらは継続的に事業を行わず、番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であるということに鑑みれば、そのようなリスクや蓋然性がないような場合にまで一律に制限を行う必要はないのではないか。このため、事業継続可能性など番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とすることが適当ではないか。

これらの議論を踏まえれば、例外の基準は、卸先事業者が電気通信事業を営む業に係る製品・サービスの提供を6か月以上行っていると確認できる場合、卸先事業者が法人である場合等が考えられるが、具体的な例外は、関係事業者等の意見を踏まえながら総合的に判断し、決めていくことが適当ではないかとしております。

また、具体的な例外及び制限数の検討に当たっては、次の点を考慮する必要が考えられ

る。例外が細か過ぎると、安定的な運用に支障が生じる可能性があること。電気通信事業の発展の観点からは、新規参入者への過度の規制は行うべきではないこと。犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であること。また、提供番号数の制限については、事業者による取組を担保するため、省令で規定することとし、必要に応じて改正していくことが適当ではないかとしております。

続きまして8ページ目に、本人確認、当人確認、与信審査及び二次卸の禁止に関する事業者意見をまとめさせていただいております。まず、本人確認についてですけれども、「電気通信番号使用計画の認定の確認で足りるとする考え方に賛同」、「新たな本人確認の義務づけは重畳であるため、改めての義務化は不要という考えに賛同」といった賛成の御意見をいただいております。

また、当人確認に関しましても、「事業者の負担を考慮して状況を見ることとするという考え方に賛同」、「当人確認の義務づけは、犯罪収益移転防止法においてもハイリスク取引に限定されており、対応の負担も大きい」、「最近の犯罪実態では、闇バイトなどで名義貸しなども行われているなどから、より効果的な手法についても検討されるべき」といった御意見をいただいております。

また、与信審査に関しましては、「番号制度の観点からは義務づける必要はないとの考え方に賛同」、「卸先事業者の財務状況をもって番号の提供を拒むことは差別的取扱いとなりかねない」、「番号制度の観点から、一律に与信審査を義務化することは不適切」、「与信そのものと犯罪の関係性はそれほど高くはないと考えられる」といったような御意見をいただいております。

また、二次卸の禁止に関しましては、「多段卸の提供形態は既に多く存在し、社会的影響が大きいため、見送ることの考え方に賛同」、「まずは利用者への影響の程度を検討する等のステップを踏むべき」、「既存の卸契約に遡って二次卸を禁止した場合、既に事業を行っている二次卸先事業者及びその利用者に対する影響が大きい」、「MVNOは二次卸となるため実施困難」、「電気通信の卸ビジネス全体を否定するものと言え、過度な規制である」といった御意見をいただいているところでございます。

これらを踏まえまして、9ページ目に方向性を記載させていただいております。本人確認、当人確認、与信審査及び二次卸の禁止の義務づけの見送りについては、全ての事業者から賛成の意見を得られたところでございます。このため、これらの取組の義務づけについては見送ることが適当ではないかとしております。

一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には新たな対策を講じていくことが必要と考えられるとしております。

また、制度面の対応のみならず、例えばJ U S A等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置づけて支援し、業界にビルトインしていくことが重要ではないかというふうにとまめさせていただいているところでございます。

資料6－1に関する説明は以上となります。

【森主査】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明を踏まえて、御質問、御意見等がありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょう。

方向性として、番号使用計画の認定の確認と提供数については、提供番号数の制限については義務化ということになりました。それ以外は見送りということで、前回いろいろな御議論があったと思いますので、それについて御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

ありがとうございます。それではまず、河村さんからお願いいたします。

【河村構成員】 ありがとうございます。質問とコメントがあるんですが、順番に行きます。

番号計画の認定の確認なんですけれども、基本的な質問も混じってしまうかもしれませんが、すみません、私、よく分からないのが、リストを確認することというのは、何か別途の方法で確認した上でリストも見るということの意味しているんでしょうかということをお教えいただけますか。

【森主査】 多分リストだけ確認するということだと思いますけれども、事務局から御説明いただければと思います。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。4ページ目の②の確認方法の真ん中のところかなと思います。総務省が公表しているリストの確認というところなんですけれども、こちらの意見に関しましては、事業者さんのほうから、総務省が発行している認定書、そちらを事業者から提示を受けたとしても、その認定証が今提示を受けた瞬間になお有効なのかどうかというところが分からないというところがありましたので、本当に提示され

た認定書が正しいかどうかというのを確認するというのを補完するために、総務省が公表している認定事業者のリストについても確認することとしてはどうかというような、そういったような御意見をいただいていたところでございます。

【河村構成員】 続けてよろしいでしょうか。

【森主査】 お願いします。

【河村構成員】 すみません、ありがとうございました。つまり、提示されるということとを想定して、提示されてリストを見るということの御説明かなと思ったんですけども、ひとつそれは置いておいて、4ページの②の2ポツが、私、厳密に意味が分からないんですけども、では、リストを見たらどうかと。けども、リアルタイムで更新されないと。だったら、どうすればいいのかというのがちょっとよく分からない。それも教えてほしいんです。

提示しても有効かどうか分からない。リストもリアルタイム化ではないと。その次が一番分からないんですが、現行制度の下では、リストに犯罪に関与して判決まで至った事業者も掲載されることを踏まれば、リストの参照まで義務づけることは必ずしも適切とまで言えない。この心は、提示を受けるということとを義務づけるということの意味しているのですかという質問です。次のポツの、まずは自主的な取組としての読み方も分からなくて、何かを義務づけた上で、リストやJUSAの評価状況の参照を自主的と呼んでいるのか、そこも教えてください。よろしくをお願いします。

【森主査】 よろしくをお願いします。私も誤解していたようですので、御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。こちら、確認の義務づけをするというところでございますけれども、まず、方法としましては、電気通信番号使用計画の認定を受けた際の認定証、そちらの認定書を確認すると、そういったところがまず第1となつてございます。その上で、もし確認した場合の認定書に疑義が生じるような場合に関しでは、事業者さんで自主的な取組として、総務省が公開しているリストを確認するとか、JUSAさんが中心になって構築をしようとしている評価制度の評価状況とか、そういったものも事業者さんとして確認して、ちゃんとしっかり認定を受けている事業者さんかとかというところを判断していただければいいのではないかなという、そういった趣旨で記載させていただいているところでございます。

【河村構成員】 ありがとうございました。一旦、では、ここでやめます。もう1回手

を挙げます。

【森主査】 ありがとうございます。そうですね、私も伺っていると、河村さんの御質問はごもっともだなと思いました。つまり、2ポツのところには、そのリストは役に立たないということが書かれているように思いますので、3ポツでリストを自主的取組としても参照してはどうかというのが何となく説得力がなくなっているようには感じました。

一旦、では、そこまでにしておきまして、先に大谷さん、すみません、お待たせしました。よろしくお願ひします。

【大谷主査代理】 大谷です。ありがとうございます。前回のヒアリングの内容を取りこぼしなく丁寧にまとめていただいて、まず、事業者意見の全体像がつかみやすくなったなど感じております。基本的なまとめていただいた方向性については、賛同できるところだと思っています。

特に述べられていない点で、やはり事業者の電気通信番号使用計画の認定の確認作業というのが、できれば効率的に、かつ信頼性の高いものになるようにするために、どういう情報に依拠するのかといったことについてはクリアな基準が設けられることが必要だと思っております。今の河村構成員の御疑問の点もなるほどなど感じているところです。基本的にはやはり認定証との照合をしていただくというのが適切なやり方ではないかなと思いますし、認定証が発行されたものをきちんと管理していただくことが習慣になるようにするためにも、そうすべきではないかなと考えております。

併せて、今後、事業者側の体制整備ということと併せて、欠格事由の制度というのも整っていくことになるわけなんですけれども、欠格事由に該当する事業者というのは、行政処分の一般的なルールに従えば、誰が認定取消しになったかといったことは公表され、周知されるべきものだと考えておりますので、事業者におかれましては、義務づけというわけではないんですけれども、そういったネガティブ情報との突き合わせもしていただくことが、より効果的な確認作業に資するのではないかなと思っております。義務の内容は恐らく細かく政省令などで具体的に述べられていくと思うんですけれども、事業者がどのような確認をするとより信頼できる事業者なのかといったことの情報にたどり着くことができるのかということで、手がかりになる情報でポジティブな認定証の情報、そして、ネガティブな情報も含めて確認できるように制度を整えていく必要があるのではないかなと思っております。

ただ、こういった行政処分ができるように制度が変わっていくとしても、過去の既

に判決が出ているような、特殊詐欺に用いられた番号の提供者についての情報というのは、対象にならない、遡及適用できないともお聞きしておりますので、だとすれば、そういったところに番号を提供することがないようにするために、事業者としてのやはり自主的な取組として期待し得る内容もある程度整理して、ガイドライン的なものになるんだと思いますけれども、そういったものも整えていくということが必要になってくるのかなと感じましたので、ちょっと感想めいていますが、コメントさせていただきました。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。誠にごもっともな御指摘をいただいたと思います。ネガティブ情報が公表できるのであれば、それと認定事業者リストと一体化させておく。すぐに認定取消しというわけにはいかないのかもしれませんが、ネガティブ情報は言ってみれば取消し予定みたいなものですので、そんな感じで認定事業者リストのリアルタイム性みたいなものを一定の限度で確保できるのではないかなとお話を伺っていて思いました。ただ、認定事業者リストはすごい膨大だと聞いていますので、もしかすると難しいのかもしれませんが、ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。河村さん、お願いします。

【河村構成員】 質問なんですけれども、認定確認なんですが、二次以降の卸にも認定の確認という義務がかかるという私の理解で正しいかということをお教えください。

【森主査】 ありがとうございます。事務局から御説明お願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。河村先生が御認識いただいておりますとおり、二次卸というところですので、みなし事業者、そういったものに関しても認定の確認の対象となるといったような形でございます。

【河村構成員】 ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私からも1点、義務づけの方向性といっても詳細なところは決まっていないと思うんですけども、例えば義務づけて、義務違反の効果とかそんなことについてもまだこれからという考え方でよろしいですかね。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。おっしゃるとおり、義務づけの詳細の内容や効果に関してはまたこれからの検討になるかなとは思っています。

【森主査】 ありがとうございます。それから、これはコメントなんですけれども、方向性のところの一番最後、9枚目のスライドで、JUSAの評価制度について、法制度

と自主的取組、JUSAの取組が連携してやっていくことが重要であるということ、ビルトインしていくということで、全くお書きのとおりだなと思いますけれども、これもまた、どのようにビルトインしていくのかということこれから検討していただきまして、ぜひとも具体的なビルトインといいますか、ある程度共同規制の中に取り込むような形で運用していただくのがいいんじゃないかと思っています。どういうことかといいますと、重要であると言うだけでは、なかなかJUSA側での認定を取る、第三者認証を取るようなインセンティブが働かないということになるかと思しますので、ある程度制度上のメリットみたいなものを与えていくような形で今後御検討をいただくのがいいんじゃないかと思っております、それが1点目です。

もう1点は、今回やっぱり義務化を2つ、それ以外見送りということで、結果的にはあんまりはしの上げ下ろしまでうるさく言うような形にはなっていないで、それによって、当然それがマーケットインを不当に阻害しない、過剰な制約をかけないで、犯罪利用対策をしていくという目的からそういうふうになっているわけなんですけれども、その結果として、もうめちゃくちゃ締め上げるわけではないので、効果が上がるかどうかということについては、やはりこれはしっかり観察していただく必要があります。

当然のことながら全体的な推移もちろん重要なんですけれども、卸元事業者さんによってあまりにも多いところと少ないところとあるみたいな話になってきますと、これは結構これ自体注目すべき問題だと思いますし、そんなにすごい厳しく締め上げる状況になってない中で、自主的取組にもいろいろ期待がされている中で、犯罪利用が卸全体の数に合った比例的に分散しているということであれば、それを全体的に下げていきたいと思いますことだと思うんですけれども、Aの事業者さんは卸先の犯罪利用が少ないんだけど、Bの事業者さんは卸先の犯罪利用がめちゃくちゃ多いみたいなそういう話になってきますと、これは別の観点から対応が必要かなと思いますので、それについてはできれば警察庁さんのほうから情報を収集していただいて、何らかの形で対応していただくのがいいのではないかなと感じております。

以上が私のコメントですが、もしほかにございましたらお願いいたします。

警察庁から御発言の希望がありました。よろしくお願いいたします。

【警察庁（中山）】 ありがとうございます。警察庁の中山と申します。私のほうから、今回の議題に対しまして、まずは犯罪の利用対策ということで御検討いただきまして、方向性の案ということで取りまとめていただいて、どうもありがとうございます。

先ほど森先生からもありました、例えば卸先の事業者に応じて悪質事業者に差異が見られた場合等ですけれども、そうしたものは私どもとしまして、常に情勢の変化、悪質事業者というのは手を替え品を替えいろいろ擦り抜けようとしてまいりますので、そうした事例が発見されれば、ぜひ私どものほうからしっかりと事例を含めて情報提供をさせていただきたいと考えております。

また、今回、案としてありました番号使用計画の認定の確認とか、あとは番号数の制限の関係です。ここでいろいろ事業者側が確認すべきことというのがありますが、私どもの立場からすれば、そうした確認を擦り抜けて、ちゃんとした事業者だと思って番号を提供したんだけど、その後で悪質事業者になった場合に、なぜそれが擦り抜けてしまったのかとか、そういったところはしっかりと検証していくことが必要と考えております。その検証のためには、どういう確認をしたのかとか、あとは確認をした際の手紙とかそういった証拠書類等々が必要になってくるかと考えておりますので、そういったものも今後の運用の対策というような観点で必要な事項かなと考えております。

あとは、今回の資料にも記載をさせていただいておりますけれども、情勢に応じた不断の見直しというのは、先生方、また、事業者の方々の御意見も踏まえながら、不断の見直しというのは、総務省さん含めましてぜひお願いをさせていただきたいなと思っております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。中山さんの御指摘のとおり、もちろん情報共有はしていただかないといけないと思っておりますし、確認の擦り抜けみたいなことですが、確認の証拠、そういうことも当然残していただくということになるかと思えます。これからその詳細を決めていくわけですが、さすがに確認したという証拠みたいなものを残していただかないとそれは駄目なのかなと思っております。

不断の見直し、これもまた何よりも、これまでも様々な手法が手を替え品を替え用いられてきたわけですが、不断の見直しというのも全く御指摘のとおりでして、必要なことかなと思っております。ありがとうございました。

それでは引き続き、河村さん、お願いいたします。

【河村構成員】 何度もすみません。一応コメントとして、意見として残しておこうと思えます。提供番号数の制限についてという7ページの方向性（案）のところですが、いろいろ出ている中で、多分これはこれから考えていきますよということが書かれているとは思いますが、卸先事業者が法人である場合を例外にするということは私は反対

ですという意見を述べておきたいと思います。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。なるほど。その御趣旨としては、法人であるからといって典型的に安全だとは言えないんじゃないかということですかね。

【河村構成員】 はい、そうです。

【森主査】 ありがとうございます。事務局からこの点についていかがでしょうか。例えば個人の場合との有意な差があるとかそういうことでということなのかなと。事前の話の中でも私はそういうふうに伺ったわけですがけれども。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。現在の特殊詐欺等における犯罪利用の多くというか、トレンドというかというところなんですけれども、個人の事業主が多くの番号を仕入れて、それを悪質業者に提供しているというようなケースが多いというような現状があるというお話もありますので、そういった意味でまず個人事業主に関して大量に電気通信番号が提供されないようにというふうな、必要以上に提供されないようなそういったようなことが必要かなというところで、このような記載にさせていただいているところでございます。

【森主査】 ありがとうございます。河村さんの御指摘のような、法人にするということがそれほど大きな費用がかからない状況にありますので、かつ犯罪利用する人たちはお金を持っていますので、これもやはり推移を見ていただいて、全然法人でもやるじゃないかということになってきますと、やはり例外にはもはやしないというようなことにさせていただく必要があるのかなと。当面はいいのかもしれませんが、不断の見直しの中で見直していただく必要があるのかなと思いました。ありがとうございました。

それでは、大谷さん、お願いいたします。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。河村構成員の御意見とちょっと重複してしまっているところがあります。私も、例えば卸先事業者の法人格があるということで一律に例外にするというのは、なかなか犯罪の抑止にはならないのではないかなとも考えております。昨今、金融機関での口座開設、マネーロンダリング用の口座だったりするところの開設など、やはりかなり巧妙になってきて、法人でもいろいろ問題があるところが増えてきているという情報も入手しておりますので、なかなか法人であるということだけを理由にして例外にするということではなく、やはり一定の要件を満たす法人でなければならないと。もちろんあまり複雑な例外規定にすると運用が難しくなると思っっているんですけれども、

何らかの絞り込みが必要ではないかなと思っております。

その意味で、この7ページの資料では、関係事業者等の意見を踏まえながら総合的に判断し決めていくということで、もう少し検討しましょうという趣旨でまとめていただいていると理解しましたので、その意味で賛同できると思ってしております。ですので、同じ意見で申し訳なかったですけども、以上です。

【森主査】 ありがとうございます。同じ意見でも、やはり複数の構成員からそういう御意見が出るとなりますと、もう少しもんでからということになったのではないかと思いますので、重要な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

それでは引き続き、相田先生、お願いいたします。

【相田構成員】 相田でございます。これまでの御意見がちゃんと整理できているかなと思います。整理いただいた事務局に感謝申し上げたいと思います。

あとは、感想ですけども、今もございました例外については、やっぱりこれから決めていく中で、なかなか難しいんだろうなと思っております。

もう1点、先ほどからの4ページの確認方法、このところで、番号を欲しいという方が認定書を見せても断ることがあるということで、それがリアルタイムで更新されてないからというような理由だとすると、もうこれはちゃんとDX、デジタル化して、リアルタイムに執行するようにしたらいいじゃないかとかいうようなことを言いたくなったりもするんですけども、それよりもやっぱり気になるのは、最後のポチで、自主的な取組として当該リストや評価制度の評価状況を参照することが望ましいと書いてあるんですけども、これは今も言いましたように、番号を欲しい方が認定書を見せているのに、評価状況を参照して断っていいという役務提供拒否を認めることになるので、これを今の事業、この枠組みの上でどう位置づけるのかというところで結構難しいんじゃないかなと思いました。結局、これをやるんだとしたら、こういう評価状況を参照して役務提供を断っていいよということを定めざるを得ないのかなということで、ちょっと大変じゃないかなと思いました。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。相田先生からも重要な御指摘をいただきました。そうですね、リストのアップデートの問題というのはやはりあるかなと、伺っていて改めて思いました。先ほど大谷さんからもネガティブ情報の御指摘がありましたけれども、まず私も、3ポツで自主的な取組として参照してはどうかということにするのであれば、それ

やはりリストが役に立つものである、アップデートされているものであるべきだと思いますので、そこはやっぱり前提として、リストをここでの確認に使えるものにするのかしないのかということは決めていただく必要があると思っています。やはり要請としては、リストをできる限り使えるものにしませう、アップデートしませうという、そういう構成員の皆様からのお話だったかと思ひますし、そうであつて初めて自主的取組に使えるということになるのかなと思ひます。義務化するかどうかというのはまたそこから先の話だとは思ひますけれども、まずはリストを使えるものにしていただくのがやはりいいのではないかなと、改めて相田先生のお話を伺つていて思ひました。

JUSAの評価制度との関係ですけれども、JUSA評価、JUSAマークを持つてないと拒絶するということでは恐らくなくて、先ほどの提供数制限のところの、例外にしていくとか、そういう話としてビルトインするということなのかなと私はイメージしておりました。それもこれもJUSA側でどのような評価制度を取られるのかということもありますので、ビルトインするに当たつてはやはりそれは総務省とJUSAの間でお話合ひをしていただかないといけませんし、評価制度の中身がある程度決まらなるとビルトインもなかなか進まないと思ひますので、その辺はこれからということになるかと思ひますが、評価がないと卸さないという話ではないのかなと思つて伺つておりました。ありがとうございます。

それでは引き続き、中山さんからお願ひいたします。

【警察庁(中山)】 警察庁の中山です。私から、先ほど提供番号数の制限の関係で例外のお話の関係、法人であるということの、ここが法人だけをもつて例外とするのはというような流れかと思ひますけれども、私どもで把握をしている今年活動が確認をされた悪質事業者、これが10者ほどあるんですけれども、そのうち4者が実は法人という状況もございまして、私どもの立場としては、法人であれば犯罪関与の蓋然性が低いというところについてはやや疑問は残りつつも、ほかの対策とか、今後の議論、意見を踏まえながら総合的に判断しているところで、一旦この方針のとおりかなとは思ひているんですけれども、一旦この法人のお話が出てまいりましたので、我々が把握している情報の提供でございました。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。大変ありがとうございます。重要なインプットをいただいたと思ひます。表現が柔らかいといひますか、このままでもいいんだよとおつ

しゃっていただいたんですけれども、悪質事業者10者中4者が法人であると言われてしまうと、ちょっと前提が変わるかなという印象はうかがえました。ありがとうございます。

それでは引き続き、藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。全体的な方向性については私もこれで良いのではないかと思っているんですが、先ほど議論あった4ページのリスト確認について確認があります。ちょっと私に分からなくなっているのは、認定の確認方法で、認定書を出していただいて、その真正性を担保するという意味でリストを照合すると言っているのですが、公開されているリストなら適当に名前を書いても、はっきり言っても、リストを照合しても、出す側だって、どのように確認するか公開されているので、それに合わせてくるのではという感じがします。このリストの確認というのは、やらないよりやったほうが良いと思うんですが、これが大きく真偽を判定する上で重要なかどうかというところでもないのかなという感じがします。あまりこだわらずに、ここは手間かけてやってくださいというぐらいのもので、あとは、認定証をしっかりと見るというほうを重視したほうが良いんじゃないかなと思った次第です。

どういうパターンで、リアルタイムに更新されないことで申請が通ってしまうというのは、古く申請したものをもう一度申請してくるなどの手法が、紛れてしまうのではないかと、このところが懸念されているのかと思うのですが、実際、悪質事業者で1回取り消されたような人が同じ名前でききなり出してくるというのがあるのかどうかという、この辺りもあまり考えにくいのかなと思われ、しっかり確認するのはよいかと思うんですが、あまり大きくここを頑張って設計しようとする、もっと厳しくしなければいけないのかと思いました。

以上でございます。

【森主査】 藤井先生、ありがとうございました。誠にごもつともな御指摘で、結局のところ、現在の認定状態を証明しない認定書を出してくるシナリオを考えようという御指摘だったかと思えます。やはり御指摘のとおり、古いものを出してくる、現時点では失効しているものというのが一つ大きいかなと思っています。関係ない人の名前を書いて、リストを見て、全く新しいものを偽造して持ってくるというのは結構敷居の高い話と申しますか、これは総務省の署名文書なので公文書偽造ではないかと思えますので若干、どちらにしろ当然犯罪をするわけなので、そんなもの別に平気だということかもしれないんですけれども、シナリオを考えて、リストの確認の議論をしなければいけないというのは、

おっしゃるとおりだと思いました。ありがとうございました。

様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。もしいろいろお話を伺っている中で、先ほどの提供数制限と法人格の問題、それから、リストの性質、アップデートのこと、それから、今の藤井先生のシナリオ、偽の認定証を持ってくるシナリオのことなどについて、もし事務局で何か、今聞いていてこう思いましたというようなことがございましたらお話しいただきたいと思いますが、何か特にあるでしょうか。それとも、もう少しもんでからという感じですか。

別に今でなくても結構です。まだあくまでも方向性の案であって、次回、事務局としてはこう考えると御提案いただければいいと思いますので、様々な御意見が出ましたので、持ち帰ってしっかりと御検討いただきたいと思います。

【平松番号企画室長】 総務省の平松です。いただいた御意見については、もともとそのとおりで思っておりまして、ここの確認方法のところは、もちろんもともとリストをきちんとリアルタイム性を持って早めにやるべきだというのはおっしゃるとおりでございまして、それは総務省としてもきちんとやっていくべきものと思っております。

ここでは、リストと照合するところまで義務づけるかどうかというところだけを書いていた文章でございまして、まず、皆様おっしゃられるように、認定書を照合するということは最低限法律というか、法的に拘束力を持って担保すると。その上で、リストについてはもちろんリアルタイム性が確保できるように総務省としても努力していくことは当然のことですが、そこまで義務づけることまではトゥーマッチなのではないかという意味をここでは延々と理由として書かせていただいているだけでございます。そういう意味では、きちんと認定書の確認をして、まずはちゃんとやっていただく。その上で、森先生にもおっしゃっていただきましたけれども、リストについてはリアルタイム性をもって一生懸命やっていくというのは当然のことですので、その上で追加的にどうするのかというのは今後の話と思っております。

また、番号提供数の制限の例外については、いろいろな御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。非常に本件は難しい内容だと思っております。まずは御意見がございましたとおり、実際に特殊詐欺の犯罪実態とか、あるいは今後どういうふう実際に事業者において運用するときにきちんと安定的な運用ができるかどうかというような総合的な観点から、事業者様皆様とか関係者の皆様から御意見を伺って、きちんと詳細については設定をしていきたいなと思っております。

事務局からは以上になります。

【森主査】 ありがとうございます。むちゃ振りをしましたけれども、とっさにお答えいただいて申し訳ありませんでした。

それでは、こちらの議論につきましては様々な御意見をいただきましたので、またさらに次回の取りまとめに活かしていただくことといたしまして、それとも関係するんですけども、議題2の報告書骨子（案）に議題を移していきたいと思います。それでは、事務局から、報告書骨子（案）の御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料6-2に基づきまして、説明をさせていただきます。

こちら、報告書の骨子案というところでして、今回のWGで議論していただいております内容に関しまして、今後作成します報告書に関して目次レベルで骨子を示させていただいているところでございます。

まず、内容でございますけれども、第1章「はじめに」とさせていただきます、次に、第2章、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策といたしまして、1個目、検討の背景、2個目、対策の検討、3つ目、対策の方向性というような形で示させていただいているところでございます。

また、検討の背景といたしましては、1.1としまして電気通信番号の犯罪利用の動向というところで、これまでの特殊詐欺がどのような方向に進んできたのかということとか、最近、総務大臣の認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与している、逮捕・起訴されて、また、判決に至った例があるといったような状況について説明させていただいております。また、1.2に関しまして、電気通信番号の有限資源性及び社会的な位置付け、1.3、電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿、1.4、電気通信番号制度の見直しの意義といったところで、これまで御検討いただきました内容について、背景としてまとめさせていただく予定でございます。

また、2番の対策の検討といたしまして、まず、第1回で検討させていただきました現行の電気通信番号制度についての記載をさせていただいて、その後、1回目、2回目で実施させていただきました関係者ヒアリングについての内容について記載させていただくような、そういったような内容となっております。

また、対策の方向性といたしまして、これまでの検討会の議論での主な意見についてまとめさせていただいた上で、対策の方向性について記載させていただき、その具体的な内

容として、欠格事由の見直し、事業者の取組及び認定基準の見直し、認定の取消事由の見直しについて、記載させていただくというところでございます。

そして最後に、今後の対応といたしまして、これまでの方向性についてまとめさせていただいた上で、今後どのように対応していくべきか、具体的には見直しを行った上で、今後も状況、効果等を検討して不断の見直しを行っていくことが重要なのではないかとか、そういったような今後の対応について記載させていただくような形とさせていただければと思っているところでございます。

こちらについては、内容についてはまず現時点では案でございますので、今後、追加が必要であるとか、そういったような御意見をいただければと思っているところでございます。

本資料の説明は以上となります。

【森主査】 御説明ありがとうございます。それでは、報告書骨子（案）につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願ひします。報告書に盛り込んでもらいたいとお考えの事項等がございましたら、共有いただければと思います。よろしくお願ひします。

私としては、ここまでの議論をうまく拾っていただいて、項目を立てていただいたなと思っています。ちょっと表現ぶりなんですけれども、その第2章の表題の「抜本的な対策」というのが、抜本的ということなのかなという気はちょっとだけしております。抜本的というのがどういう日本語なのかということについてあんまり正確に知らないんですけれども、何となく普通の用語からすると、抜本的というよりは、基礎的対策とかのほうが何となく趣旨が伝わるのかなと。抜本的と根本的とはちょっと違いますので、抜本的と基礎的はイコールだと言われればそうなのかもしれませんけれども、何となくやや目立つ表現などは思いました。くだらないことで、申し訳ありません。特に私としては異論はないということでございます。

いかがでしょう。特に大丈夫ですかね。何となく論点はしっかり拾っていただいているとは思いますが、もしお気づきのことがございましたら、改めて事務局に御連絡をいただければと思います。ありがとうございます。

それでは最後に、議題3、その他に移りたいと思います。今後の予定について、事務局から御説明をお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。次回ですが、ウェブ会議による会

合を9月3日火曜日15時から開催させていただき予定でございます。

事務局からは以上となります。

【森主査】 ありがとうございます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。振り返って全体について、そういえばここはこうだったとか、何かございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。では、以上をもちまして、本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第6回会合を閉会とさせていただきます。皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、非常に活発に御意見、御質問いただきまして、ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。